

東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資する ボランティア活動応援補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

文化連盟や体育協会など社会教育関係団体へ、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費に対し補助を行うため、当該補助金交付要綱の一部改正を行うもの。

2 内容等

(1) 補助対象の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により活動の縮小を余儀なくされた社会教育関係団体に対し、当該感染防止対策に係る経費。

(2) 補助対象となる経費

ア 社会教育に関する事業の継続に資する活動を行うための感染防止対策に係る経費

<経費の具体例>

- ・マスク
- ・アルコール消毒液
- ・非接触型体温計
- ・アクリル板（パーテーション・間仕切り） など

イ 感染拡大防止による「新しい生活様式」として、オンライン会議などによる団体役員等の接触機会の低減に向けた取組に要する経費

<経費の具体例>

- ・パソコン
- ・モバイル端末（タブレットなど）
- ・インターネット接続周辺機器（Wi-Fi ルーター、Web カメラ）
- ・インターネット回線費用 など

(3) 補助対象団体及び上限額

ア 文化連盟、体育協会、スポーツ少年団 =各団体100万円

イ その他社会教育関係団体（女性会、PTAなど） =10万円

3 施行日

令和2年8月31日（予定）

※当該補助金は、令和2年度の活動に限る。